

○ **提言2** 検察官の人事・教育に関する取組状況

分野別専門委員会：外部専門家である参与等との意見交換や各種講演会の開催，参考事例・資料の収集・分析等を通じて，必要な専門的知見を集積し，これを各専門分野における検察の現場支援と人材育成に活用することを目的として活動する。

H23. 7. 8 金融証券，特殊過失，法科学，知的障害，国際及び組織マネジメントの各分野について，最高検に専門委員会を設置

H24. 6. 12 刑事政策の分野について，最高検に専門委員会を設置

H27. 1. 16 供述証拠の分野において，最高検に専門委員会を設置

以後，随時，専門委員会が開催